

令和7年度主要事業の概要（健康増進分野）

「健康長寿日本一」の実現のため、「食」と「運動」を切り口として県民総参加の健康づくりを推進する。

1 減塩・ベジアッププロジェクト事業

(1) 目的

生活習慣病（特に脳血管疾患と心疾患）のリスク因子を減らすため、山形が誇る豊かな“食”を楽しみながら健康長寿日本一を目指す「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開し、健康的な食生活の普及・定着を継続して促進する。

(2) 内容

① 減塩・ベジアップキャンペーンの展開

- ・食生活を改善する気運を醸成するためのキャンペーンを県全域で展開
- ・減塩チェックシート、減塩・ベジアップ動画や減塩リーフレットによる啓発

② やまがた健康づくり応援企業の募集、登録

③ 米沢栄養大推奨商品の普及促進

米沢栄養大学が推奨する減塩・ベジアップ商品の販売・普及を図り、自然に食生活の改善が進む環境づくりを推進

④ 学校給食を通じた減塩・ベジアップの推進

教育局と連携し、応援企業等のレシピを活用した減塩・ベジアップ給食を、モデル地区小学校等で実施するとともに、試食会や給食だより等を通して家庭に向けても減塩・ベジアップを推進

⑤ 働き世代の減塩・ベジアップによる健康増進 **R7新規**

事業所等において、応援企業等のレシピを活用した減塩・ベジアップ給食を実施し、働き盛りの健康増進を推進。カリウムカードリーフレットを活用し、事業所給食における野菜摂取や、減塩の支援を行うことにより、減塩・ベジアップを推進

⑥ メディア等を活用した普及啓発

地域食生活・健康情報ステーション（県ホームページ）10回更新
ホームページによる、普及啓発と、応援企業等の活動発信

⑦ 地域食育タスクフォース会議の開催

各保健所が事務局となり、地域の子育て、教育、農林水産業、企業等の関係者と連携を図りながら、食生活改善の取組みを推進

⑧ 教育局と連携した減塩・ベジアップ教育の推進

米沢栄養大学監修の適塩カレンダー、リーフレットを活用し、学校における食育（子ども）を通じて、家庭（家族）の減塩・ベジアップを促進

2 ウォーキングプロジェクト事業

(1) 目的

県民一人ひとりが「歩く習慣」を身につける契機とするため、令和4年度からウォーキングプロジェクトを展開している。

令和6年度は、令和5年度事業（ウォーキングイベントカレンダー整備、ウォーキングスタンプラリー、ウォーキングWEB大会）を継続するとともに、地域や職場等でウォーキングを推進する人材を育成する「歩き方教室」を県内各地で開催した。

令和7年度は、令和6年度事業のうち、カレンダー整備、WEB大会及び歩き方教室を継続するとともに、スタンプラリーについてはアプリ内に設定したウォーキングコースを踏破する「デジタルウォーキングスタンプラリー」に模様替えし、いつでもコースを歩けるようにすることで、歩く習慣を身につけるきっかけづくりを強化する。

(2) 内容（いずれも予定）

① ウォーキングイベントカレンダーの整備（R5～）

内 容：各地域のウォーキングイベントをまとめ、カレンダー形式で特設WEBサイトに掲載（令和7年5月中旬公開予定）

期 間：令和7年5月中旬～8年3月開催分を掲載（随時更新）

② ウォーキングWEB大会（R5～）

内 容：・既存（無料）のウォーキングアプリ（^{あるくと}aruku&）を活用したWEB上でのウォーキング大会を開催

・毎月、応募条件を達成した方の中から抽選でプレゼントを進呈

応募条件：月間240,000歩（1日平均8,000歩）以上

期 間：（上期）令和7年5月中旬～6月（下期）令和7年10～11月

③ デジタルウォーキングスタンプラリー **R7新規**

内 容：・上記イのWEB大会で使用するアプリ内の地図上に、県内各市町村のウォーキングコースを設定（全35コース）

・複数のコースを踏破した方の中から抽選でプレゼントを進呈

期 間：令和7年5月中旬～11月

④ 歩き方教室（R6～）

内 容：スポーツ関係団体と連携し、スポーツ推進委員等による「歩き方教室」を実施することで、地域や職場等においてウォーキングを推進する人材を育成

開催時期：令和7年5月～11月の期間中、各スポーツ関係団体により実施

開催場所：村山・最上・置賜・庄内の各地域1か所以上

⑤ 山形県働き盛り世代の健康UPサポート事業費補助金（R4～）

働き盛り世代の歩く習慣の定着を図るため、企業が健康経営の一環として従業員の健康の保持・増進のために行うウォーキングを促す取組みを支援する。

採 択 枠：5～20社（先着順）

補 助 率：1/2（補助下限額2.5万円、上限額10万円）

3 やまがた健康フェアの開催

(1) 目的

全世代を通じた健康づくり(生活習慣の改善、健(検)診の受診勧奨、健康経営の推進)の周知啓発を行う。

(2) 内容

開催日：令和7年9月20日(土)～21日(日)(予定)

場 所：イオンモール天童(モール内1～2階催事スペース及び2階ホール)

内 容：各団体によるブース出展やパネル展示、資料設置による健康づくりの普及啓発、健康セミナーの開催、健康経営実践企業の好事例紹介 等

4 健康長寿県やまがた推進基金活用事業(生活習慣病予防CM作成・普及啓発事業)

(1) 目的

生活習慣病予防(健康づくり)に関連したCMを作成し、動画サイトの広告として配信する。

(2) 内容

- ・ R7新規作成分：「受動喫煙防止」、「歯周病予防」の2種類
- ・ R6に作成した「運動・ウォーキング」、「減塩・ベジアップ」、「毎日朝食」「特定健診受診」、「糖尿病予防」、「子宮頸がん予防(HPVワクチン接種)」の6種類を加えた8種類をYouTube広告として配信予定(3万回×8種類、計24万回)。

5 やまがた健康づくり大賞

(1) 目的

健康づくりに積極的に取り組み、他の模範となる企業及び団体等を顕彰することにより、その功績等を称えるとともに、その活動内容を広く紹介し、県民の健康づくりを推進する。

(2) 審査部門

「健康経営部門」「地域健康づくり部門」「減塩・ベジアップ推進部門」の3部門

(3) 募集期間

制度の周知を含め、夏ごろから2か月間

6 やまがた健康マイレージ事業

(1) 目的

県民一人ひとりの自発的な健康づくりの実践を促すことにより、生活習慣の改善を図るため、楽しみながら、継続的に健康づくりに取り組める環境を整備する。

(2) 取組内容

- ・ 協力店拡大のための事業者向けPR
- ・ 市町村との連携による様々な広報媒体を活用した県民向け事業PR

7 受動喫煙防止対策

(1) 目的

改正健康増進法（以下「改正法」）及び山形県受動喫煙防止条例（以下「条例」）に基づき、望まない受動喫煙の防止のための取組を推進する。

(2) 内容

① 改正法及び条例の施行と受動喫煙による健康影響の周知

- ・ 県民に対し、各種の広報媒体やイベント、出前講座等を活用した普及啓発を実施
- ・ 事業者に対して、事業者団体と連携した周知・説明、リーフレット配布、職員出前講座等を活用した普及啓発を実施

② 改正法及び条例に基づく対応

- ・ 改正法の義務違反に対する指導・助言、立入調査等を実施
- ・ 屋内禁煙とした飲食店等に禁煙標識を交付

③ 禁煙治療実施機関の情報提供を実施

「保険適用による禁煙治療実施医療機関」を県ホームページに掲載

④ 四師会との共催によるイエローグリーンキャンペーンの実施

開催内容：受動喫煙による健康への影響を広く県民に啓発するため、受動喫煙防止のシンボルカラーであるイエローグリーンに建物や看板等をライトアップすることで、受動喫煙防止またはその大切さを伝える。

主 催：山形県四師会禁煙推進委員会

共 催：山形県（広報担当）、山形市、NPO 法人山形県禁煙問題研究会（YKK）

開催期間：令和7年5月31日（土）～6月6日（金）

開催場所：文翔館、上山城、旧米沢高等工業学校、山形城跡二ノ丸東大手門、霞城セントラル最上階、やまがたクリエイティブシティセンターQ1 モニュメント、酒田市日和山公園、荘銀タクト鶴岡、酒田火力発電所、大蔵折折ダム（点灯日未定）、やまがた健康推進機構検診センター、山形県医師会館、山形県歯科医師会館、山形県薬剤師会館、山形県看護協会会館、酒田市

8 糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業

(1) 目的

糖尿病や慢性腎臓病の重症化による人工透析の導入は生活の質に大きな影響を及ぼすため、関係機関と連携した重症化予防、人工透析への移行を防止するための取組により、山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラムを推進する。

(2) 内容

① ハイリスクアプローチ事業

保険者（市町村）における効率的かつ効果的なハイリスクアプローチを支援するため、国民健康保険被保険者の特定健康診査データを基に、重症化リスクの高い者をリストアップして提供するとともに、データ活用に関する研修を行い、受診勧奨により適切な医療につなげる。

② 医療機関と保険者との連携体制構築事業

最上地域において糖尿病カードシステムを活用した効果的な患者指導を継続して行うことで市町村と医療機関の更なる連携体制構築に向けた取組を推進する。

置賜地域における医療機関と保険者との連絡会開催の継続、その他の県内各地域における地域の実情に合わせた連携体制構築に向け取組を推進する。

③ 糖尿病等対策検討会の開催（年1～2回）

山形県糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム（以下、県プログラムとする）の内容を検討する場として、県糖尿病対策推進会議の構成団体等の関係機関による検討会を開催する。

また、令和6年度に検討した県プログラムの改定版の策定及び周知を行う。

令和7年度主要事業の概要（がん対策分野）

1 がん総合相談支援センター運営事業

窓口相談、電話相談及びオンライン相談を活用し、相談対応の充実を図るほか、ピアサポーターによるがん患者サロン等を実施する。

2 女性のがん検診受診率向上対策

10月の休日に子宮頸がん・乳がん検診日を設定し、市町村が実施する子宮頸がん検診及び乳がん検診において、医師など検診従事者の確保が困難な場合の従事者派遣経費を検診機関に補助

3 健康長寿県やまがた推進基金活用事業（若者に対するがん予防支援事業）

若者に正しい知識やがん予防の普及啓発と検査経費の支援を実施するとともに、事業所等へ乳がん検診の受診啓発等のポスターを配布

4 重粒子線がん治療患者支援事業

（1）目的

有効な治療法でありながら公的保険の適用のない重粒子線がん治療について、希望する多くの県民が治療を受けることができるよう、治療費等の助成を行うもの。

（2）事業内容

① 治療費助成

対象者：「東日本重粒子センター」で治療を受ける山形県民（所得制限あり）

助成額：公的医療保険適用外の照射治療費の2割（上限628千円）

② 利子補給

対象者：先進医療ローンを借り入れた患者本人、その同一世帯の者及び親族
（世帯の課税総所得が600万円を超える世帯は除く）

交付額：照射治療費に係る先進医療ローンの保証率を含む年利率6%以内・7年以内

5 がん患者妊孕性温存治療費助成事業

（1）目的

がん治療により妊娠する力が低下する可能性のある小児・AYA世代を主とした若年がん患者に対し、経済的負担の軽減を図りつつ、将来子どもを持つことの希望を繋ぐため、受精卵等の凍結保存治療及び温存後生殖治療に要する費用を助成する。

（2）事業内容

① 助成対象：43歳未満のがん患者等

② 助成上限回数：妊孕性温存療法 通算2回、温存後生殖補助医療 通算3回※

（※40歳未満の場合は、通算6回）

③ 助成金額：補助率定額（国1/2、県1/2）

対象となる治療	補助上限額／回	対象となる治療	補助上限額／回
①受精卵（胚）凍結	35万円	⑥ ①胚生殖	10万円
②卵子凍結	20万円	⑦ ②卵子生殖	25万円
③卵巣組織凍結	40万円	⑧ ③卵巣組織生殖	30万円
④精子凍結	2.5万円	⑨ ④⑤精子生殖	30万円
⑤精子凍結（精巣内精子採取）	35万円		

6 医療用ウィッグ・乳房補整具購入助成事業

（1）目的

治療と就労の両立、療養生活の質の向上に向け、がんの治療に伴う外見の悩みに対して支援するため、がん患者に対し医療用ウィッグと乳房補整具の購入費用を助成する。

（2）事業内容

① 助成対象：がんの治療に伴う脱毛又は乳房の切除を受けたがん患者

② 助成金額：購入経費の1/2

（上限額）医療用ウィッグ：2万円（県1/2、市町村1/2）

乳房補整具：1万円*（同上）

※一部市町村で独自の上乗せあり

7 若者がん患者の在宅ターミナルケア支援助成事業

（1）目的

18歳以上40歳未満の若者がん患者の在宅療養については、既存の公的支援制度（小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業、介護保険）の対象外であることから、経済的負担の軽減や生活の質の向上を図るため、介護保険を利用した場合と同程度の自己負担で訪問介護・入浴や福祉用具の貸与・購入等ができるよう、それら経費の補助を行うもの。

（2）事業内容

①補助対象者：県内在住の終末期がん患者（18歳～39歳）

（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより、治癒を目的とした治療を行わないがん患者。）

②補助内容：訪問介護、訪問入浴、福祉用具貸与、福祉用具購入

③補助率：9割（月額上限：73,800円）

令和7年度主要事業の概要（循環器病対策分野）

1 循環器病普及啓発事業

（1）目的

県民が適切に循環器病の予防・重症化予防や疾患リスクの管理、発症時の対応を行うことができるよう、循環器病に関する正しい知識の普及啓発を行う。

（2）漫画及び動画による啓発

令和4年度に作成した漫画・動画について、多様な機会を捉えて循環器病予防に係る普及啓発を行う。

2 循環器病救急搬送体制整備事業

（1）目的

心筋梗塞の病院到着から治療開始までの時間を短縮するため、山形県循環器病対策推進計画に基づき、救急現場から医療機関へ心電図を送るシステムの導入経費を補助する。

（2）補助事業者

医療機関又は消防機関

（3）補助対象設備

心電計本体の備品購入費、使用料及び賃貸料（基準額 1,500 千円/台）
タブレット端末の備品購入費（基準額 100 千円/台）

（4）補助率等

①補助上限額：1,000 千円

②補助率：2/3以内

（例：350万円の設備を購入した場合の補助額：補助基準額1,500千円×補助率2/3＝1,000千円）

③補助要件：消防機関と搬送先医療機関との間で、伝送に係る運用上の取り決めができてきていること。（当該補助金を活用してから1年以内に伝送開始を想定）

※R7は、未導入となっている村山地域の消防・医療機関のみを対象に実施

（5）予算額（R7当初） 2,270 千円（地域医療介護総合確保基金活用）

3 脳卒中・心臓病等総合支援センター運営事業

（1）目的

山形県循環器病対策推進計画で掲げる「保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実」を図るため、脳卒中・心臓病等の循環器病に関して、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に「脳卒中・心臓病等総合支援センター」を設置し、県内の循環器病患者・家族等を対象とした包括的かつ総合的な支援体制を構築する。

（2）実施方式と本県の状況

- ・実施初年度のみ：厚生労働省モデル事業（国庫 10/10）令和4年度から開始
- ・2か年目以降：厚生労働省補助事業（国 1/2、県 1/2）
- ・令和6年度、山形大学医学部附属病院がモデル事業に採択され事業を開始、令和7年度から本格運用（県からの委託事業で実施）

(3) 事業内容

- ① 循環器病患者・家族の相談支援窓口による相談
- ② 循環器病予防の情報提供・普及啓発
- ③ 県内の各病院・施設・関係機関等との調整・連携の構築
- ④ 県内の医療機関を対象とした研修会・勉強会の開催 等

(4) 予算額 (R7当初) 1,000千円

4 脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業

本県における脳卒中及び心筋梗塞患者の発症、死亡及び医療状況の実態を調査し、科学的根拠に基づく循環器病対策を推進するとともに、健康寿命の延伸と医療・介護の負担軽減に資することを目的に、県内医療機関の協力を得て発症登録や分析等を行う。(山形大学への委託事業として実施)

令和7年度主要事業の概要（歯科口腔保健分野）

1 各市町村で実施する歯周疾患検診への支援

（1）概要

歯周疾患検診の実施（市町村、県、国が1／3ずつ負担）

（2）対象者

当該年度に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳に達する者

（3）受診方法

対象者に対して市町村が案内通知を送付。対象者は指定された歯科診療所に予約のうえ、受診

2 山形県口腔保健支援センターの設置運営

＜令和7年度実施予定事業＞

市町村が行う歯科保健事業への支援や一般県民に対する普及啓発を行うとともに、障がい児の歯科疾患予防のため特別支援学校でのフッ化物歯面塗布（10参照）を行うほか、以下の事業を実施

- 歯科保健に関するリーフレットの作成、市町村等の関係団体への配布
- 介護職（ケアマネージャーやホームヘルパー等）を対象とした、在宅療養者の口腔管理法に関する研修会の実施（3参照）等

3 歯科保健に関する研修事業

（1）目的

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく山形県口腔保健支援センターの事業として、在宅療養に携わる者を対象に、在宅療養者の口腔管理法に関する知識の普及啓発を図るための研修を実施

（2）令和7年度実施予定

- ・対象：介護職（ケアマネージャーやホームヘルパー等）
- ・内容：在宅療養者の口腔管理法に関すること
- ・実施予定時期：1回／年、参加者100名程度を想定

4 成人歯科保健対策推進事業

（1）目的

職域における歯科健診体制を整備し、かかりつけ歯科医の定着促進を図るため、歯科医師及び歯科衛生士が事業所を訪問し、歯科保健指導を行い、必要に応じ歯科医院の受診を促すもの（県歯科医師会に委託）

（2）実施予定事業所数

6事業所（1事業所50名規模を想定）

5 在宅歯科医師養成のための講習会の開催

(1) 目的

在宅歯科診療を行う歯科医師を養成するための講習会を開催（県歯科医師会に委託）

(2) 実施予定時期

1回／年、参加者100名程度

6 在宅歯科診療を実施するための医療機器整備事業

(1) 目的

在宅歯科医療提供体制の充実を図るため、歯科医療機関に対し、在宅歯科診療に必要な医療機器の整備費用を補助

(2) 対象

5による在宅歯科医師養成のための講習会を修了した歯科医師が常勤する歯科診療所等

(3) 補助率 2／3（補助上限額：2,425千円）

7 在宅歯科医療連携室による県民や医療介護職などへの普及啓発

(1) 目的

在宅歯科診療の推進及び他分野との連携体制を構築するため、在宅歯科診療連携室を設置・運営（県歯科医師会に委託）

(2) 内容

- ・ 県民や医療介護職向けの広報・在宅歯科診療を希望する者からの相談受付
- ・ 内科などかかりつけ医やケアマネージャーと歯科医師との連絡調整 等

8 歯科衛生士の養成研修会の開催

(1) 目的

臨床の現場を離れた歯科衛生士の復職支援、在宅における適切な口腔ケアを提供できる知識・能力を有する歯科衛生士の養成（県歯科医師会に委託）

(2) 実施予定時期

1回／年、参加者100名程度

9 障がい者歯科保健研修会の開催

(1) 目的

障がい者の歯科診療に対応できる人材の育成するための研修会を開催（県歯科医師会に委託）

(2) 実施予定時期

1回／年、参加者100名程度

10 特別支援学校でのフッ化物歯面塗布の実施

(1) 目的

障がい児のむし歯予防対策を推進するため、特別支援学校に歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、希望する児童・生徒に対してフッ化物歯面塗布を実施

(2) 実施予定校

特別支援学校 16 校の児童・生徒 延べ約 1,000 人／年 2 回

11 歯科医療安全管理体制推進研修会の開催

(1) 目的

県民に安全で安心な質の高い歯科医療を提供するため、歯科医師や歯科衛生士を対象とした歯科医療安全管理体制推進のための研修会を開催（県歯科医師会に委託）

(2) 開催予定時期

1～2 回／年（新任歯科医師向け研修会と分けて開催予定）

12 山形県健康長寿推進協議会歯科口腔保健委員会

(1) 目的

本県を取り巻く歯科口腔に関する課題（要介護高齢者や障がい児（者）等に対する歯科医療、学齢期以降の歯科検診等）を整理し、地域の実情に応じた歯科医療提供体制の構築に向けて、今後の在り方を検討するもの。

(2) 委員

県医師会、県歯科医師会、県歯科衛生士会、県歯科技工士会、県看護協会、県栄養士会、県薬剤師会、県言語聴覚士会、県介護支援専門員協会、学識経験者 計 10 名

(3) 開催予定時期

2 回／年